

証券コード 5967
平成28年 8 月 10 日

株 主 各 位

大阪市浪速区湊町二丁目 1 番57号

STONE 株式会社

取締役社長 松 村 昌 造

第81回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができましますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 8 月 30 日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区湊町 1 丁目 2 番 3 号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第81期（平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月 31 日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月 31 日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
 - 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
 - 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の
件
 - 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tonetool.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が見られましたものの、一方で円高・株安の進行に加え、新興国経済の減速により企業収益が悪化するなど景気は足踏み状態が続き、依然不透明な状況となっております。

このような経済状況のもと、当社グループは「『ボルディング・ソリューション・カンパニー』として社会の発展に貢献し、地球上になくてはならない企業をめざす。」ことを企業理念に掲げ、「ボルト締結分野」においてお客様が求める価値を的確に捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に保有技術を有効的に活用し、「締付」をキーワードとした幅広い製品群の開発・製造・販売を推進し、より多くのお客様に「ボルト締結」に最適な手段を提供してまいりました。

併せて、デザインを一新した「次世代工具シリーズ」の本格投入、主力製品「シャーレンチ」製品群の販売強化に加え、充実のラインアップを誇る「ナットランナー」製品群の販路拡大、さらにお客様要望を捉えた特殊品対応を行うことにより市場深耕を図るなど売上高の伸長に懸命な努力をいたしました。

さらに、「TONEブランド戦略」としましては、モータースポーツを応援することを通じて、工具の魅力をもっと伝えたいという想いから、ライダーサポートやレース協賛などを積極的に展開し、現場の声を研究・開発に活かし、さらなる進化と飛躍をめざすとともに、今後も新たなTONEの可能性を追求してまいります。

その結果、作業工具の売上高は、新製品群や高付加価値製品群の販売増加などを背景に、29億4千1百万円（前年同期比3.9%増）となりました。機器類の売上高は、建設土木関連における確かな回復に加え、引き続き堅調な米国市場の回復にも支えられ25億5千2百万円（前年同期比11.9%増）となりました。

従いまして、当連結会計年度における売上高合計は54億9千4百万円（前年同期比7.5%増）となり、営業利益は9億8千3百万円（前年同期比20.5%増）、経常利益は9億4千4百万円（前年同期比4.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等を3億8千3百万円計上したことにより、5億6千万円（前年同期比10.4%増）となりました。

部 門	当連結会計年度売上高	構 成 比	前連結会計年度比
作 業 工 具 類	2,941 百万円	53.5 %	103.9 %
機 器 類	2,552	46.5	111.9
合 計	5,494	100.0	107.5
う ち 輸 出 高	1,394	25.4	111.6

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、主にソフトウェアに総額6千1百万円の投資を行いました。その所要資金は、自己資金によって充ちました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、円高株安の進行により企業収益や個人消費は鈍化しており、また一方では、中国をはじめとした新興国経済の成長鈍化の影響を受けており、引き続き予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループといたしましては、「ボルト締結分野」における競争優位性の高い新製品群の投入に加え、製造・販売体制強化、徹底した原価低減により競争力の強化を図り、さらなる企業価値の拡大に努めてまいり所存でございます。

また、今後、拡大が期待できる海外販売への対応といたしまして、海外新工場の安定稼働によるグローバルな視点での製造・販売の最適化を進めるなど、海外成長を支えるための販売体制強化を図ってまいりますとともに、品質と信頼の世界ブランド「TONE」の確立をめざし、製品とサービスの拡充、卓越した技術力でお客様に「満足」「感動」「価値」を提供し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 当連結会計年度
売 上 高	4,208 百万円	4,562 百万円	5,112 百万円	5,494 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	936 百万円	313 百万円	508 百万円	560 百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	91.13 円	30.39 円	49.28 円	54.43 円
純 資 産	2,889 百万円	3,073 百万円	3,645 百万円	4,001 百万円
1 株 当 た り 純 資 産	280.24 円	298.11 円	353.65 円	388.26 円
総 資 産	5,714 百万円	5,879 百万円	6,321 百万円	6,192 百万円

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ロック株式会社	10 百万円	100.0 %	作業工具類、機器類の販売
TONE VIETNAM CO., LTD.	700,000 米ドル	100.0 %	作業工具類、機器類の製造、販売
利根股份有限公司	7,000,000 台湾元	100.0 %	作業工具類、機器類の製造、販売

(6) 主要な事業内容

当社グループの製造ならびに販売する製品を部門別に大別しますと、主なものは次のとおりであります。

部 門	製 品 名
作 業 工 具 類	ソケットレンチ、トルクレンチ、スパナ・めがねレンチ、モンキレンチ、プライヤ、ペンチ類、ドライバー、単能レンチ、絶縁工具、特殊工具、工具セット、工具収納器具他
機 器 類	シヤーレンチ、建方1番、シンプルトルコン、パワーレンチ、インパクトレンチ、タイヤレンチ、デジタルク、その他の締付機器

(7) 主要な営業所、工場

- ① 当社

営 業 所：大阪、東京、札幌、仙台、新潟、名古屋、広島、福岡、北関東

工 場：河内長野工場（大阪府河内長野市）、富田林工場（大阪府富田林市）

- ② 連結子会社（国内）

ロック株式会社（大阪）

- ③ 連結子会社（海外）

TONE VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、利根股份有限公司（台湾）

(8) 使用人の状況

人 数	前連結会計年度比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
133名	2名増	39.5歳	14.4年

（注）上記の人数は就業人員であり、使用人兼務取締役および臨時従業員（期中平均雇用人数23名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社 日本政策金融公庫	241 百万円
日本生命保険相互会社	112
株式会社 りそな銀行	94
株式会社 北陸銀行	83
株式会社 近畿大阪銀行	73

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,613,000株
(2) 発行済株式の総数 11,713,000株（うち自己株式 1,407,486株）
(3) 株 主 数 1,731名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社 マキタ	800 千株	7.76%
日本生命保険相互会社	566	5.49
株式会社 山 善	477	4.62
株式会社 りそな銀行	380	3.68
株式会社 北陸銀行	380	3.68
株式会社 近畿大阪銀行	380	3.68
前 田 英 治	300	2.91
原 田 稔	280	2.72
屋 敷 高 夫	280	2.71
TONE株式会社従業員持株会	277	2.69

- (注) 1. 当社は自己株式1,407,486株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（平成28年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	佐藤 憲 史	
取締役社長 (代表取締役)	松 村 昌 造	
常務取締役	矢 野 大司郎	営業本部長、管理部担当
取 締 役	平 尾 昌 彦	河内長野工場長、製造部部长、品質保証部長、 開発部担当 利根股份有限公司 董事長
取 締 役	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	西 岡 求	ロック株式会社 監査役
監 査 役	山 上 和 則	弁護士
監 査 役	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 代表 大丸エナウイン株式会社 社外監査役 利根股份有限公司 監察人

- (注) 1. 取締役粕井 隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山上和則、松井大輔の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役粕井 隆氏は、公認会計士としての知見と経営コンサルタントとして数多くの企業で中期経営計画の策定、経営システム強化等の経営コンサルティングに従事した実績を有しています。
4. 監査役松井大輔氏は、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識を有しています。
5. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
- ① 取締役粕井 隆氏は、平成27年8月28日開催の第80回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 - ② 監査役松井大輔氏は、平成27年8月28日開催の第80回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 - ③ 監査役滝川雄吉氏は、平成27年8月28日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 取締役粕井 隆氏および監査役松井大輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	128,900千円 (7,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23,850千円 (10,950千円)
合 計	9名	152,750千円

- (注) 1. 上記には、平成27年8月28日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第72回定時株主総会において、取締役は年額1億8,000万円以内（使用人兼取締役の使用人分給与を除く）、監査役は年額5,000万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額3,650万円（取締役5名に対して3,350万円、監査役3名に対して300万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先法人等名
取 締 役	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長 当社と上記1法人等との間には特別の関係はありません。
監 査 役	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 代表 大丸エナウイン株式会社 社外監査役 当社と上記2法人等との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役	粕 井 隆	平成27年8月28日に就任以降、当事業年度に開催されたすべての取締役会に出席し、公認会計士としての知見と経営コンサルタントとして数多くの企業で中期経営計画の策定、経営システム強化等の経営コンサルティングに従事した実績に基づき、発言を行っております。
監 査 役	山 上 和 則	当期開催の取締役会8回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会6回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
監 査 役	松 井 大 輔	平成27年8月28日に就任以降、当事業年度に開催されたすべての取締役会および監査役会に出席し、公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	18,600千円
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	18,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会に、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の業務遂行の状況等を勘案いたしまして、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとする。
- ② 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。
- ③ 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視するものとする。
- ④ 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進することとする。

- ⑤ 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備するものとする。
- ② 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとする。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備することとする。
- ② 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備するものとする。
- ③ 当社および当社子会社の経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生しまたは発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとする。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うこととする。
- ② 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の取締役は、当社子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合、速やかに当社に報告する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は当社子会社に対し、当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導する。
- ② 内部監査室は、当社子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査役は、従業員に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ② 上記補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。
- ③ 上記補助者は、当社の監査役の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならない。

(8) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- ② 上記にかかわらず、監査役が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。
- ③ 当社および当社子会社の役職員は、当社または当社子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等を認識した場合、速やかに当社の監査役に報告する。

(9) (8)を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」に基づき、当社は、監査役への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとし、不利な取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとする。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。
- ② 監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 取締役社長は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役会の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価する。
- ② 内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を取締役社長に報告する。
- ③ 監査役会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定しております。

また、取締役には管理部の部門長を含めたメンバーで毎月1回経営会議を開催し、経営上の問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月1回取締役および各部門長で部長会を開き、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合って部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

他の部門より独立した位置付けである社長直轄部門の内部監査室は、内部統制システムをよりよく機能させるために、各部門に業務フローおよびリスクコントロールの見直しを常時行わせ、内部監査が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しております。

また、リスク管理の実効性を確保するため内部統制・コンプライアンス委員会を設置し、各部門での活動状況を確認するほか、内部統制・コンプライアンス経営の啓蒙活動にも取り組んでおります。

8. 反社会的勢力排除に関する基本方針

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。
- (2) 当社は、大阪府企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

9. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、経営環境、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案して、最適な利益配当を決定しております。

利益配分につきましては、企業体質の強化を図りながらも、業績に応じた継続的かつ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質の強化を図りながら、新製品開発、生産・販売体制の強化および品質向上を目的とする設備投資などに活用したいと考えております。

このような方針の下、将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、当期末の配当につきましては、1株につき7円（中間配当金5円を含め年間配当金12円）とさせていただく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 5 月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,714,005	流 動 負 債	1,394,487
現 金 及 び 預 金	410,554	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	586,228
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,200,782	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	271,999
商 品 及 び 製 品	880,520	リ ー ス 債 務	21,355
仕 掛 品	429,585	未 払 金	106,959
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	689,052	未 払 法 人 税 等	195,444
繰 延 税 金 資 産	52,501	未 払 費 用	50,439
そ の 他	55,358	賞 与 引 当 金	105,455
貸 倒 引 当 金	△ 3,900	役 員 賞 与 引 当 金	36,500
		そ の 他	20,105
固 定 資 産	2,478,669	固 定 負 債	796,946
有 形 固 定 資 産	1,546,711	長 期 借 入 金	431,692
建 物 及 び 構 築 物	620,833	リ ー ス 債 務	28,787
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	111,610	長 期 未 払 金	40,279
工 具 、 器 具 及 び 備 品	28,253	資 産 除 去 債 務	3,780
土 地	740,263	繰 延 税 金 負 債	130,903
リ ー ス 資 産	31,863	退 職 給 付 に 係 る 負 債	159,202
建 設 仮 勘 定	13,888	そ の 他	2,300
無 形 固 定 資 産	62,136	負 債 の 部 合 計	2,191,434
ソ フ ト ウ ェ ア	43,733		
リ ー ス 資 産	15,787	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,616	株 主 資 本	3,774,391
投 資 其 他 の 資 産	869,821	資 本 金	605,000
投 資 有 価 証 券	580,621	資 本 剰 余 金	163,380
長 期 前 払 費 用	132,720	利 益 剰 余 金	3,376,871
そ の 他	156,479	自 己 株 式	△ 370,861
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	226,850
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	212,690
		為 替 換 算 調 整 勘 定	14,160
		純 資 産 の 部 合 計	4,001,241
資 産 の 部 合 計	6,192,675	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,192,675

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
高 上 売		5,494,367
価 原 上 売		3,193,693
利 益 総 上 売		2,300,674
費 用 管 理 一 及 び 販 売 販		1,317,022
利 益 業 営		983,651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,075	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,999	
そ の 他	8,214	34,289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,832	
為 替 差 損	64,095	
そ の 他	3,415	73,343
経 常 利 益		944,597
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		944,597
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	370,235	
法 人 税 等 調 整 額	13,407	383,642
当 期 純 利 益		560,955
親会社株主に帰属する当期純利益		560,955

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年6月1日残高	605,000	163,380	2,949,909	△370,325	3,347,964
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△133,992		△133,992
親会社株主に帰属 する当期純利益			560,955		560,955
自己株式の取得				△535	△535
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	426,962	△535	426,426
平成28年5月31日残高	605,000	163,380	3,376,871	△370,861	3,774,391

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
平成27年6月1日残高	295,308	1,805	297,113	3,645,078
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△133,992
親会社株主に帰属 する当期純利益				560,955
自己株式の取得				△535
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	△82,617	12,354	△70,263	△70,263
連結会計年度中の 変動額合計	△82,617	12,354	△70,263	356,163
平成28年5月31日残高	212,690	14,160	226,850	4,001,241

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 ロック株式会社

TONE VIETNAM CO., LTD.

利根股份有限公司

当連結会計年度より、新たに設立した利根股份有限公司を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTONE VIETNAM CO., LTD. と利根股份有限公司の決算日は3月31日であります。決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品・原材料・

仕 掛 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

製 品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

貯 蔵 品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

また、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物についても定額法によっております。

建物	7年～31年
機械装置	10年
工具、器具及び備品	2年～10年

無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|----------------------------|--|
| ① ヘッジ会計の処理方法 | 為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。 |
| ② 退職給付に係る会計処理方法 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び中小企業退職金共済制度による給付相当額・年金資産に基づき計上しております。
なお、退職給付に係る負債の計算は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ③ 重要な外貨の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 |
| ④ 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

5. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、これによる連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保提供資産

建 物 及 び 構 築 物	358,952千円
土 地	680,793千円
投 資 有 価 証 券	462,487千円

担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	240,588千円
長 期 借 入 金	411,538千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,327,438千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普 通 株 式	11,713,000株
---------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月28日 定時株主総会	普通株式	82,457	8	平成27年 5月31日	平成27年 8月31日
平成27年12月25日 取締役会	普通株式	51,535	5	平成27年 11月30日	平成28年 2月15日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年8月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|---------------|------------|
| ① 配 当 金 の 総 額 | 72,138千円 |
| ② 1株当たりの配当額 | 7円 |
| ③ 基 準 日 | 平成28年5月31日 |
| ④ 効 力 発 生 日 | 平成28年8月31日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は金利変動リスクを回避するためすべて固定金利により調達しております。

デリバティブはリスクヘッジ目的にのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	410,554	410,554	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,200,782	1,200,782	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	548,950	548,950	—
(4) 支払手形及び買掛金	(586,228)	(586,228)	—
(5) 1年内返済予定長期借入金	(271,999)	(271,999)	—
(6) 未払法人税等	(195,444)	(195,444)	—
(7) 長期借入金	(431,692)	(430,185)	(1,506)

(＊) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 1年内返済予定長期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 31,670千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	388円26銭
1 株当たり当期純利益	54円43銭

貸 借 対 照 表

(平成28年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,605,996	流 動 負 債	1,385,380
現 金 及 び 預 金	302,543	支 払 手 形 金	72,465
受 取 手 形 金	140,517	買 掛 金	510,850
売 掛 金	1,078,925	1年内返済予定長期借入金	269,736
商 品	381,200	リ ー ス 債 務	21,355
製 品	497,199	未 払 金	106,300
原 材 料	602,119	未 払 法 人 税 等	194,658
仕 掛 品	429,585	未 払 費 用	49,434
貯 蔵 品	33,689	預 り 金	8,804
前 払 費 用	24,469	賞 与 引 当 金	105,455
未 収 入 金	57,923	役 員 賞 与 引 当 金	36,500
関係会社短期貸付金	6,000	そ の 他	9,820
繰 延 税 金 資 産	53,679	固 定 負 債	792,100
繰 延 の 金 債	2,042	長 期 借 入 金	427,217
貸 倒 引 当 金	△ 3,900	リ ー ス 債 務	28,787
固 定 資 産	2,653,392	長 期 未 払 金	40,279
有 形 固 定 資 産	1,294,244	預 り 保 証 金	2,300
建 物	430,514	資 産 除 去 債 務	3,780
構 築 物	9,422	繰 延 税 金 負 債	130,903
機 械 及 び 装 置	46,590	退 職 給 付 引 当 金	158,832
車 両 運 搬 具	2,505	負 債 の 部 合 計	2,177,481
工 具、器 具 及 び 備 品	20,121		
土 地	740,263	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	31,863	株 主 資 本	3,869,217
建 設 仮 勘 定	12,964	資 本 金	605,000
無 形 固 定 資 産	62,136	資 本 剰 余 金	163,380
ソ フ ト ウ ェ ア	43,733	資 本 準 備 金	163,380
リ ー ス 資 産	15,787	利 益 剰 余 金	3,471,698
そ の 他	2,616	利 益 準 備 金	151,250
投資その他の資産	1,297,011	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,320,448
投 資 有 価 証 券	580,621	配 当 準 備 金	40,000
関 係 会 社 株 式	98,029	別 途 積 立 金	530,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	462,240	圧 縮 積 立 金	190,877
保 険 積 立 金	127,973	繰 越 利 益 剰 余 金	2,559,570
そ の 他	28,146	自 己 株 式	△ 370,861
		評 価・換 算 差 額 等	212,690
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	212,690
		純 資 産 の 部 合 計	4,081,907
資 産 の 部 合 計	6,259,389	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,259,389

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで)

科 目	金 額
高 上 売	5,488,811
価 原 上 売	3,200,858
総 利 益 上 売	2,287,953
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,269,383
営 業 利 益	1,018,569
営 業 外 収 益	34,125
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,200
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,999
そ の 他	7,925
営 業 外 費 用	53,977
支 払 利 息	5,694
固 定 資 産 除 却 損	637
為 替 差 損	44,868
そ の 他	2,777
経 常 利 益	998,717
税 引 前 当 期 純 利 益	998,717
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	370,165
法 人 税 等 調 整 額	381,453
当 期 純 利 益	617,264

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					配当準備金	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金
平成27年 6 月 1 日残高	605,000	163,380	163,380	151,250	40,000	530,000	198,104	2,069,072
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△133,992
圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△11,567	11,567
税 率 変 更 に 伴 う							4,341	△4,341
圧 縮 積 立 金 の 増 加								
当 期 純 利 益								617,264
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△7,226	490,498
平成28年 5 月 31 日残高	605,000	163,380	163,380	151,250	40,000	530,000	190,877	2,559,570

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成27年 6 月 1 日残高	△370,325	3,386,481	295,308	295,308	3,681,789
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△133,992			△133,992
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
税 率 変 更 に 伴 う		—			—
圧 縮 積 立 金 の 増 加					
当 期 純 利 益		617,264			617,264
自 己 株 式 の 取 得	△535	△535			△535
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△82,617	△82,617	△82,617
事業年度中の変動額合計	△535	482,735	△82,617	△82,617	400,118
平成28年 5 月 31 日残高	△370,861	3,869,217	212,690	212,690	4,081,907

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・仕掛品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
製 品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
貯 蔵 品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
また、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物についても定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	7年～31年
機 械 及 び 装 置	10年
工具、器具及び備品	2年～10年

無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零又は残価保証額とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び中小企業退職金共済制度による給付相当額・年金資産に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の計算は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理方法

為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理をしております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる計算書類に与える影響額は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保提供資産

建	物	358,952千円
土	地	680,793千円
投 資 有 価 証 券		462,487千円

担保に係る債務

1 年内返済予定長期借入金	240,588千円
長 期 借 入 金	411,538千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,311,751千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短 期 金 銭 債 権	81,307千円
-------------	----------

4. 取締役、監査役に対する金銭債務

短 期 金 銭 債 務	2,125千円
長 期 金 銭 債 務	40,180千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	32,355千円
販売費及び一般管理費	12,000千円

営業取引以外の取引による取引高	166千円
-----------------	-------

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式	1,407,486株
---------	------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(1) 流動 繰延税金資産・負債

未 払 事 業 税	12,407千円
賞 与 引 当 金	25,408千円
貸 倒 引 当 金	1,201千円
商 品 評 価 損	213,966千円
そ の 他	14,662千円
計	267,644千円
評 価 性 引 当 額	△213,966千円
合 計	53,679千円

(2) 固定 繰延税金資産・負債		
長期未払金		12,295千円
少額減価償却資産		236千円
退職給付引当金		48,602千円
資産除去債務		1,156千円
投資有価証券評価損		3,060千円
固定資産圧縮積立金		△84,250千円
その他有価証券評価差額金		△94,304千円
その他の		2,311千円
計		△110,892千円
評価性引当額		△20,011千円
合計		△130,903千円

- (注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年6月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年6月1日に開始する事業年度及び平成29年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。
この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が3,090千円減少し、法人税等調整額が651千円、その他有価証券評価差額金が3,741千円、それぞれ増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	396円09銭
1株当たり当期純利益	59円89銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 7 月 11 日

T O N E 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 岡 本 伸 吾 ⑩
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 平 塚 博 路 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TONE株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TONE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 7 月 11 日

T O N E 株 式 会 社
取 締 役 会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡 本 伸 吾 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 塚 博 路 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TONE株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月13日

ＴＯＮＥ株式会社 監査役会

常勤監査役 西 岡 求 ㊞

社外監査役 山 上 和 則 ㊞

社外監査役 松 井 大 輔 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益配分を基本としつつも、株主の皆様への安定的な配当の維持も重要と認識し、さらに将来の事業計画、業績、配当性向ならびに財務状況など総合的に勘案いたしまして、利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期末の配当につきましては、1株につき7円（中間配当金5円を含め年間配当金12円）とさせていただきますと存じます。

期末配当金に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金7円 総額 72,138,598円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、継続的な企業価値の向上を図ることが重要であるという観点から、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置することで、取締役会の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、より透明性の高い経営の実現と迅速な意思決定の実現を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 監査等委員会および監査等委員に関する規定を設定するとともに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 取締役会は法令に定める範囲内において、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できる旨、規定の新設を行うものであります。
- (3) その他、条数の変更、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文記載省略) (機関) 第4条 (条文記載省略) (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第5条 (条文記載省略) 第2章 株式 第6条～第11条 (条文記載省略) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文記載省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文記載省略) 3. (条文記載省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 (現行どおり) (1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文記載省略) 2. (条文記載省略) (新 設)	(削 除) 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。 (役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新 設)	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
第25条～第26条 (条文記載省略) (新 設)	第26条～第27条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第28条～第29条 (条文記載省略)	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 第30条～第31条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (員数) 第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員の権限) 第32条 <u>監査等委員会は法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u> (常勤の監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u> (監査等委員会規程) 第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(任期) <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(常勤の監査役) <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) <u>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第6章 計算 第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 （条文記載省略） （新 設） （新 設）	（削 除） 第6章 計算 第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 （現行どおり） <u>附則</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当会社は、第81回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 地 位 ・ 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	さ と う けん し 佐藤 憲史 (昭和15年9月11日生)	昭和39年3月 当社入社 昭和63年8月 当社取締役 平成9年8月 当社常務取締役 平成21年7月 当社代表取締役・取締役社長 平成26年8月 当社代表取締役・取締役会長 現在に至る	139,000株
2	まつ むら しょう ぞう 松村 昌造 (昭和29年7月30日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社開発部長、開発センター長 平成16年8月 当社取締役 平成21年7月 当社常務取締役 平成26年8月 当社代表取締役・取締役社長 現在に至る	88,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 地 位 ・ 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	や の だい じ ろ う 矢野大司郎 (昭和32年 4 月26日生)	昭和56年 4 月 当社入社 平成12年 9 月 当社製造部次長 平成18年 3 月 当社製造本部副本部長 平成18年 8 月 当社取締役 平成27年 8 月 当社常務取締役 現在に至る	52,000株
4	ひ ら お ま さ ひ こ 平尾昌彦 (昭和34年12月 1 日生)	平成13年11月 当社入社 平成21年 8 月 当社開発部長、開発センター長 平成24年 6 月 当社河内長野工場長、製造部長 平成24年 8 月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 利根股份有限公司董事長	19,000株

- (注) 1. 当社における地位および担当は、事業報告（6 頁）に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 地 位 ・ 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	にし おか もとむ 西 岡 求 (昭和26年9月6日生)	昭和45年4月 当社入社 平成17年12月 当社マーケティング部長 平成25年8月 当社常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) ロック株式会社 監査役	23,000株
2	かす い たかし 粕 井 隆 (昭和28年9月12日生)	昭和53年9月 新和監査法人(現 有限責任 あずさ監 査法人) 入所 昭和57年8月 公認会計士登録 昭和60年9月 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 設立 代表取締役社長就任 平成27年8月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 東邦ビジネスコンサルタント株式会社 代表取締役社長	10,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 ・ 地 位 ・ 担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	まつ い だい すけ 松井大輔 (昭和43年12月17日生)	平成8年4月 公認会計士登録 平成12年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 法人トーマツ）入所 平成20年11月 松井公認会計士事務所設立 税理士登録 平成21年6月 大丸エナウィン株式会社 社外監査役 平成27年8月 当社社外監査役 平成28年6月 大丸エナウィン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 現在に至る (重要な兼職の状況) 松井公認会計士事務所代表 大丸エナウィン株式会社 社外取締役 (監査等委員) 利根股份有限公司 監察人	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 粕井 隆及び松井大輔の両氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は粕井 隆及び松井大輔の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
3. 粕井 隆氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとして長年の実績を有しておられ、同氏の企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社経営に対して積極的な意見及び提言をしていただくことを目的として、社外取締役候補者とするものであります。
なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって1年となります。
4. 松井大輔氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として財務及び税務分野において豊富な経験と高い見識を有しておられるため、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になされると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 当社と粕井 隆及び松井大輔の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、同法第423条第1項に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年8月30日開催の第72回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億8,000万円以内と定めることとさせていただきますたく存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

また、第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきますたく存じます。

また、第2号議案及び第4号議案が原案どおりに承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階「ブルーベル」
電話 (06) 6645-7111

交通機関 ● J R 「JR難波」駅より直結
● 地下鉄 四ツ橋線・千日前線・御堂筋線
「なんば」駅30番出入口直結
● 近鉄・阪神
「大阪難波」駅西改札より徒歩1分

